

春日部市規則第49号

春日部市土地譲渡益重課制度に係る優良宅地造成認定規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和8年6月26日

春日部市長

岩谷 一弘

春日部市土地譲渡益重課制度に係る優良宅地造成認定規則の一部を改正する規則

春日部市土地譲渡益重課制度に係る優良宅地造成認定規則（平成17年規則第163号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(造成認定申請（造成区域の面積が1,000平方メートル以上）の手続)	(造成認定申請（造成区域の面積が1,000平方メートル以上）の手続)
第2条	第2条
2	2
(6) 造成認定を受けようとする者が、土地区画整理組合との契約に基づき土地区画整理組合に代わって土地区画整理事業の施行に関する事業を行う者であるときは、租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）第13条の3 <u>第9項</u> 第2号ロ及び第21条の19 <u>第10項</u> 第2号ロの規定による認定を受けたことを証する書類	(6) 造成認定を受けようとする者が、土地区画整理組合との契約に基づき土地区画整理組合に代わって土地区画整理事業の施行に関する事業を行う者であるときは、租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）第13条の3 <u>第8項</u> 第2号ロ及び第21条の19 <u>第9項</u> 第2号ロの規定による認定を受けたことを証する書類

附 則

この規則は、公布の日から施行する。